

## 海老名市にぎわい振興事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市（以下「市」という。）のにぎわい振興（海老名市にぎわい振興条例（平成28年条例第13号。以下「条例」という。）第3条第1項のにぎわい振興をいう。以下同じ。）並びに市民、関係団体及び事業者のにぎわい振興に関する取組への参画及び協力の促進を図るため、当該にぎわい振興に寄与する事業に対し、予算の範囲内において海老名市にぎわい振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、海老名市内で行われる催し物で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市のにぎわいを振興させると共に市民の地元に対する認識を新たにし、市内に居住すること、市民であることの誇りにつなげる事業
- (2) 市の商業、工業、農業等の産業及び歴史、文化、伝統、市民生活等に根差す地域の資源を活かし、市の魅力を高める事業
- (3) 広く周知され、誰もが参加できる事業
- (4) 当該年度内に完了する事業
- (5) 総事業費は、概ね40万円以上の事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる催し物は補助対象事業としない。

- (1) 政治、宗教活動等を目的とするもの
- (2) 特定の団体等が利益を受けるもの
- (3) 市の他の類似の補助金等を既に受けているもの又は受ける予定のあるもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

### (補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 自らが事業主体となるもの
- (2) 5人以上で構成されている団体
- (3) 団体構成員の過半数が市内在住者、在学者又は在勤者であるもの
- (4) 企画した事業全体を完了まで責任を持って実施できるもの
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団体又はそれらのものと密接な関係を有しないもの
- (6) 市税の納税義務者である団体については、納期限の到来した海老名市市税条例（平成29年条例第25号）第3条に規定する市税に未納がないもの

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県、他市又は団体等から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を控除して得た額を補助対象経費とする。

（補助金の上限額）

第5条 補助金の上限額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）又は100万円のいずれか低い額とする。

（交付対象事業の認定申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申込団体」という。）は、市長が別に定める期日までに海老名市にぎわい振興事業補助金交付対象事業認定審査申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 団体の概要書
- (4) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- (5) 団体の役員名簿、役員の略歴書又はこれに類するもの
- (6) 納税証明書又は市税納付状況調査同意書（第2号様式）
- (7) その他市長が必要と認めた書類

（諮問）

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、交付対象事業の認定の適否及び補助金の額について、審議会に諮問する。

（交付対象事業の認定等）

第8条 市長は、前条の規定による諮問に係る答申を受けたときは、交付対象事業の認定に係る適否を決定する。この場合において、交付対象事業として認定する事業については、補助の割合及び補助金の額を併せて認定する。

2 市長は、前項の規定により交付対象事業の認定を行った場合にあっては海老名市にぎわい振興事業補助金交付対象事業認定書（第3号様式）を申込団体に交付し、当該認定を行わない場合にあっては海老名市にぎわい振興事業補助金交付対象事業不認定通知書（第4号様式）により申込団体に通知する。

（補助金の交付申請）

第9条 前条の認定書の交付を受けた申込団体（以下「認定団体」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、海老名市にぎわい振興事業補助金交付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、1団体につき同一年度において2回までとする。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、海老名市にぎわい振興事業補助金交付・不交付決定通知書（第6号様式）により認定団体に通知する。

（補助金の交付請求）

第11条 補助金の交付を受けた認定団体（以下「補助事業者」という。）は、海老

名市にぎわい振興事業補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

（補助事業の変更等）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定がされた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、海老名市にぎわい振興事業補助金変更・中止承認申請書（第8号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止に係る承認の適否を決定し、海老名市にぎわい振興事業補助金変更・中止承認・不承認通知書（第9号様式）により補助事業者に通知する。この場合において、補助事業の変更の内容が軽易でない場合は、あらかじめ審議会の了承を得るものとする。

（状況調査等）

第13条 市長は、必要と認めたときは、補助事業の遂行に関して補助事業者に対し報告を求め、又は状況を調査することができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、海老名市にぎわい振興事業補助金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書

（2） 収支決算書

（3） 領収書等補助対象経費の支払が確認できる書類

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当

と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市にぎわい振興事業補助金確定通知書（第11号様式）により補助事業者へ通知する。

（活動結果の公表等）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業の内容を公表する。

2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助事業及び活動報告を広く周知するものとする。

（決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者へ命ずるときは、海老名市にぎわい振興事業補助金返還通知書（第12号様式）により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の通知書を受けたときは、当該通知書を受けた日から30日以内に当該通知書に記載された返還金額を市長へ返還しなければならない。

（書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。